

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
60	子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定事務(区立幼稚園) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区教育委員会は、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定事務(区立幼稚園)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都世田谷区教育委員会

公表日

令和5年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定事務(区立幼稚園)
②事務の概要	・区立幼稚園の利用にあたり、子ども・子育て支援法に基づき就学前児童の教育・保育給付の支給に必要な認定を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。①認定時の世帯状況・世帯所得税額の確認、②認定後の世帯状況・世帯所得税額の照会。
③システムの名称	子育てサービスシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課
②所属長の役職名	乳幼児教育・保育支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	乳幼児教育・保育支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	幼児教育・保育推進担当課長 大澤 正文	幼児教育・保育推進担当課長 須田 健志	事後	更新作業依頼を受けて修正
平成29年5月1日	事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する予定。	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。	事後	更新作業依頼を受けて修正
平成29年5月1日	しきい値判断の基準日	平成28年4月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	更新作業依頼を受けて修正
平成30年5月1日	しきい値判断の基準日	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	更新作業依頼を受けて修正
平成31年4月1日	しきい値判断の基準日	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新作業依頼を受けて修正
平成31年4月1日	リスク対策		様式変更による新設	事後	更新作業依頼を受けて作成
令和2年9月1日	部署名	教育委員会事務局 幼児教育・保育推進担当課	教育総務部 幼児教育・保育推進担当課	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和2年9月1日	所属長	幼児教育・保育推進担当課長 須田 健志	幼児教育・保育推進担当課長 本田 博昭	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和3年9月1日	しきい値判断の基準日	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和3年9月1日	部署名	教育総務部 幼児教育・保育推進担当課	教育政策部 乳幼児教育・保育支援課	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和3年9月1日	所属長	幼児教育・保育推進担当課長 本田 博昭	乳幼児教育・保育支援課長	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和3年9月1日	連絡先	幼児教育・保育推進担当課	乳幼児教育・保育支援課	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和3年9月1日	情報提供不了ドワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の116の項	番号法第19条第8号 別表第二の116の項	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和4年12月1日	しきい値判断の基準日	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和5年11月1日	部署名	教育政策部 乳幼児教育・保育支援課	教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課	事後	更新作業依頼を受けて修正
令和5年11月1日	しきい値判断の基準日	令和4年12月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	更新作業依頼を受けて修正